

(型式の承認等に係る手数料の減額)

第四条 手数料令第四条第一項第一号に規定する者が納付しなければならぬ手数料の額は、計量法(平成四年法律第五十一号)以下「法」という。)第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する試験の結果の証明書(以下この条において単に「証明書」という。)が添えられた型式ごとに、手数料令別表第四に掲げる金額から、当該証明書に係る試験に対応する別表第一に定める金額(当該試験が二以上ある場合には、その合計額。)を減じた金額に、当該証明書の審査に係る手数料として二万六百元を加えた金額とする。

2 手数料令第四条第一項第二号に規定する者が納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる型式ごとに当該各号に定めるとおりとする。ただし、構造検定の方法(特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第十七条に規定する構造検定の方法をいう。第二号において同じ。)のうち特定計量器検査規則第二章から第二十六章までに定めるところによるものの全部を必要としない型式(別表第一の二第一号口、第二号イ及びロ、第三号から第五号まで、第七号から第九号まで並びに第十一号から第十四号までに掲げる特定計量器のものを除く。)については、五万千七百円とする。

一 別表第一の二に掲げる特定計量器の型式 同表に掲げる金額

二 別表第一の三に掲げる特定計量器の型式であつて、構造検定の方法のうち同表に掲げる試験を行う必要がないもの 手数料令別表第四に掲げる金額から、別表第一の三に掲げる金額

(型式の承認等に係る手数料の減額)

〔新設〕

第四条 手数料令第四条第一項ただし書に規定する者が納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる型式ごとに当該各号に定めるとおりとする。ただし、特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第十七条に規定する構造検定の方法のうち特定計量器検査規則第二章から第二十六章までに定めるところによるものの全部を必要としない型式(別表第一第一号口、第二号イ及びロ、第三号から第五号まで、第七号から第九号まで並びに第十一号から第十四号までに掲げる特定計量器のものを除く。)については、五万千七百円とする。

一 別表第一に掲げる特定計量器の型式 同表に掲げる金額

二 別表第一の二に掲げる特定計量器の型式であつて、特定計量器検査規則第十七条に規定する構造検定の方法のうち同表に掲げる試験を行う必要がないもの 同表に掲げる金額

額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）と五万七千七百円とを合算した金額を減じた金額

三 前号の型式のうち、証明書が添えられた特定計量器の型式
同号で算出される手数料の額から、当該証明書に係る試験
に対応する別表第一に定める金額（当該試験が二以上ある場
合には、その合計額。）を減じた金額に、当該証明書の審査
に係る手数料として二万六千円を加えた金額

（基準器検査に係る手数料の額）

第五条 手数料令第五条の経済産業省令で定める額は、別表第二
のとおりとする。ただし、法第百三条第三項ただし書の規定に
より同条第一項第二号に適合するかどうかを定める場合であつ
て、当該申請に係る基準器について基準器検査規則（平成五年
通商産業省令第七十一号）に定める器差の検査を行わない場合
の額は、別表第三のとおりとする。

（燃料油メーターの器具、機械又は装置）

第六条 手数料令別表第四第五号ロ(2)の経済産業省令で定める器
具、機械又は装置は、空気分離器とする。

（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）と五万七
千七百円を合計した金額を減じた金額

〔新設〕

（基準器検査に係る手数料の額）

第五条 手数料令第五条の経済産業省令で定める額は、別表第二
のとおりとする。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）
第百三条第三項ただし書の規定により同条第一項第二号に適合
するかどうかを定める場合であつて、当該申請に係る基準器に
ついて基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）に定
める器差の検査を行わない場合の額は、別表第三のとおりとす
る。

（燃料油メーターの器具、機械又は装置）

第六条 手数料令別表第四第五号ハ(2)の経済産業省令で定める器
具、機械又は装置は、空気分離器とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。